

岡崎市立広幡小学校いじめ防止基本方針

I いじめに関する基本的な考え方

1 いじめとは

いじめ防止対策推進法

1) 法律制定理由・経過

2011年の大津市の中2男子自殺など深刻化する現状を踏まえた措置。いじめが起こるたびに、教職員の認識の甘さや危機管理意識の低さが問われてきたが、今後は、法律を受けて、いじめに関わる訴訟等において、学校や教職員の法的責務を問われることが多くなる。

2013年6月21日に成立し、9月28日から施行予定であったが、運用に必要な国の基本方針作りが間に合わなかった。しかし、10月11日、いじめ防止対策推進法で策定が義務付けられている国の方針「いじめ防止等のための基本的な方針」が決定された。

2) いじめの定義（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3) いじめの発見あるいは相談をうけた場合、各学校における「いじめに対する措置」について（第23条）

①いじめの事実確認を行う。

②いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援をする。

③いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言をする。

④そのいじめが犯罪行為であると認める場合に所轄の警察署と連携を図る。

2 いじめの基本認識

教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識

① いじめは、どの子供にも、起こり得るものである。

② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑤ いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。

⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことがもっとも重要。そのためには、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる。

1 「心の居場所づくり」のために

(1) 子供たちのまなざしと信頼

子供たちは、教職員の一举手一頭足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子供たちを傷つけ結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子供たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されるように努める。

(2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

(3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子供たちを成長させる。また、教職員の子供たちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子供たちは大きく変化する。

2 いじめ未然防止のための年間指導計画

	いじめ対応チーム会議	未然防止に向けた取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	学校行事
4月	↑ P ↓ ○指導方針 ○指導計画等 [職員会議]	↑ ○校長の始業式の式辞の中で講話 ○いじめ実態把握調査 → 道徳・特活計画への反映 ○授業公開	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○入学式での保護者地域の方の参観 ○PTA総会・学級懇談会で「いじめ基本方針」の説明 ○授業の参観	入学式・始業式 授業参観 こいのぼり集会
5月	D ↓ [職員会議]	○「こいのぼり集会」での異年齢集団活動 ○運動会での全校集団活動	○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間	○運動会の参観	運動会
6月	↓ ○現職研修① [職員会議]	○授業公開 ○「山の学習」での学級学年活動		○授業の参観 ○教育講演会で講話 ○評議委員へ授業公開と学校の評価	学校評議員会 教育講演会 授業参観
7月	C ↓ [職員会議]	学級・学年づくり 人間関係づくり	○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間	○保護者と担任との個別相談	個人懇談会 一学期終業式
8月	A ↓ ○現職研修②				二学期始業式
9月	P ↓ ○情報共有 ○2・3学期の計画等 [職員会議]	○校長の始業式の式辞の中で講話 ○授業公開	○身体測定 ○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間	○祖父母へ授業公開	祖父母参観
10月	D ↓ [職員会議]	○「学芸会」での学級・学年活動		○学芸会への参観	学芸会 おかざきっ子展
11月	↓ [職員会議]	○「修学旅行」での学級・学年活動	○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間	○評議委員と学校児童代表との意見交換会	修学旅行 山の学習 学校評議員会
12月	C ↓ [職員会議]	○人権集会での講話		○マラソン大会への参観 ○保護者と担任との個別相談	人権集会 マラソン大会 個人懇談会 二学期終業式
1月	A ↓ ○現職研修③ [職員会議]	○校長の始業式の式辞の中で講話	○身体測定	○保護者へ授業公開	三学期始業式 学校参観日
2月	↓ ○教職員の自己評価 [職員会議]	○「ボランティアの方に感謝する会」での講話	○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間	○学校評議委員に「学校診断評価（保護者・児童からの）」の評価 ○なわとび大会への参観	なわとび大会 ボランティアの方に感謝する会 学校評議員会
3月	P ↓ [職員会議] ○本年度のまとめ ○来年度の課題検討	○「六年生を送る会」での全校集団活動		○「卒業式」への保護者・地域の方の参観	六年生を送る会 卒業式 修了式

Ⅲ 早期発見に向けて

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、子供たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

1 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子供を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要。

《 分 類 》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……▶脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……▶暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……▶暴行、傷害
- オ 金品をたかられる ……▶恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……▶窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする▶強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……▶名誉毀損、侮辱

2 早期発見のための手だて

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子供たちの様子に目を配る。「子供がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子供たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。

(2) 観察の視点

成長の発達段階からみると、子供たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

(3) 日記・連絡帳等の活用

日記や連絡帳の活用により、担任と子供・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談

日常生活の中での教職員の声かけ等、子供が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。それは、教職員と子供たちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

(5) 生活アンケート

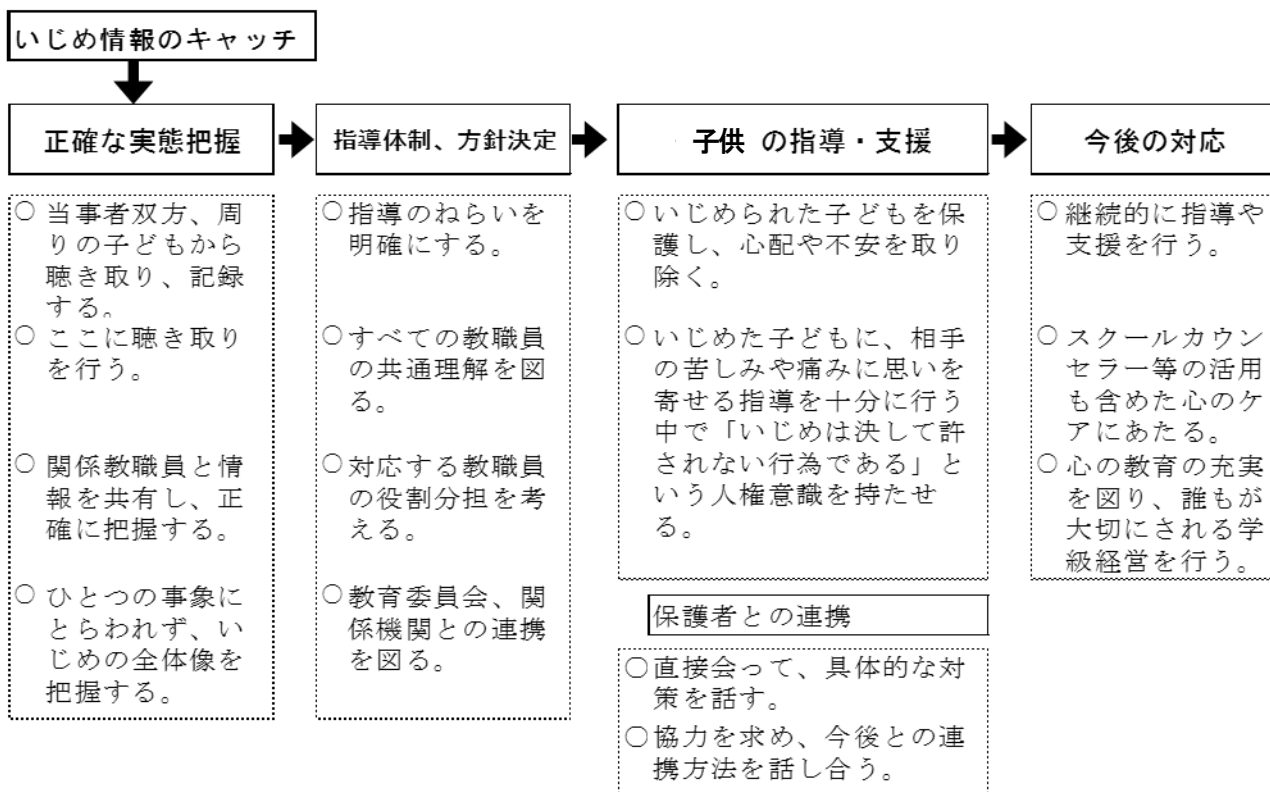
実態に応じて随時実施することを原則とするが、1,2学期は学期に2回、3学期は1回実施する。いじめられている子供にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、配慮する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識を持つ。

Ⅳ いじめを発見した場合の早期対応の方法

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ

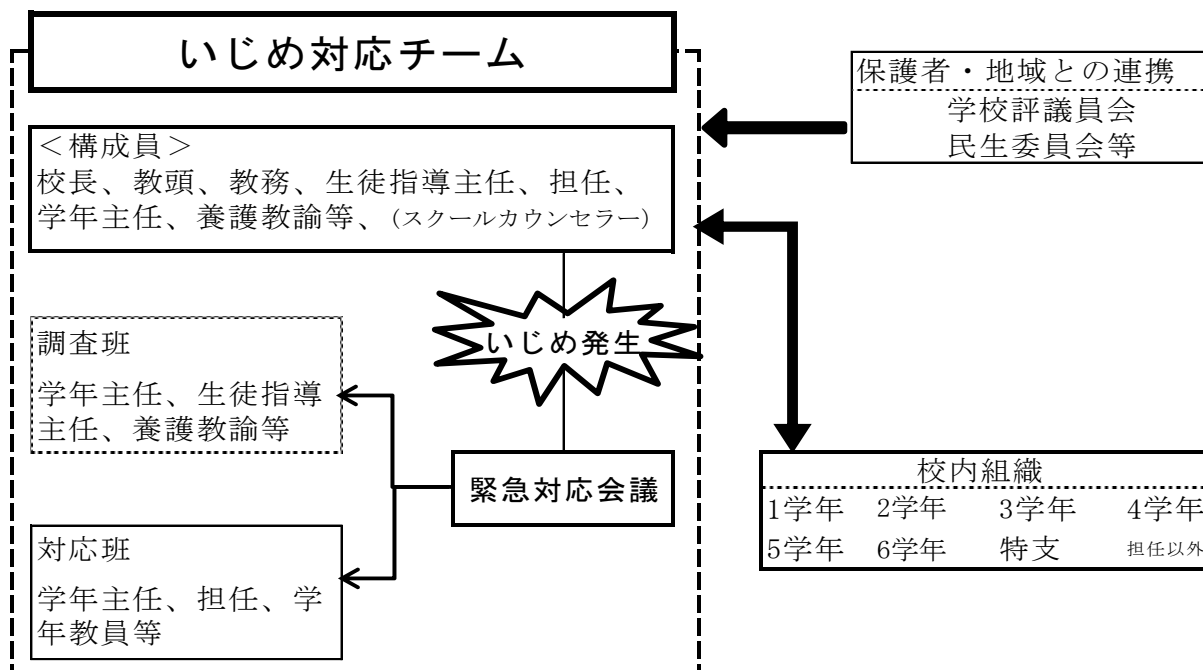
- ・「いじめ対応チーム」を招集する。
- ・いじめられた子供を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)



<把握すべき情報>

- ◆誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

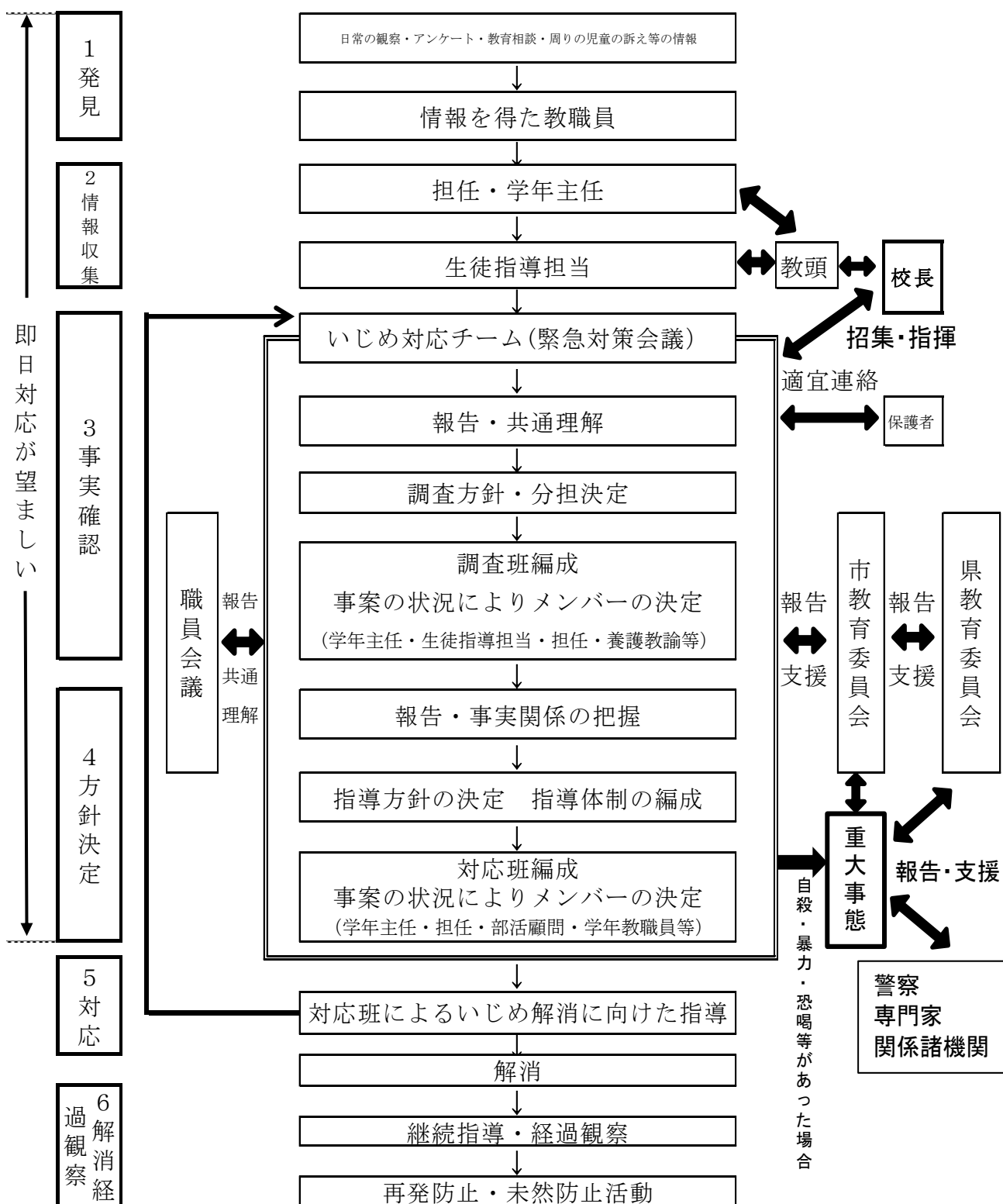
2 いじめ対応チームの設置



3 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、いじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

<組織的対応の流れ>



4 児童への対応

(1) いじめられた子供に対して

① 子供に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

② 保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子供の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた子供に対して

① 子供に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子供の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

② 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子供の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの子供たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子供の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子供、いじめた子供双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V 重大事態への対処

重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「**重大事態**」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

1 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

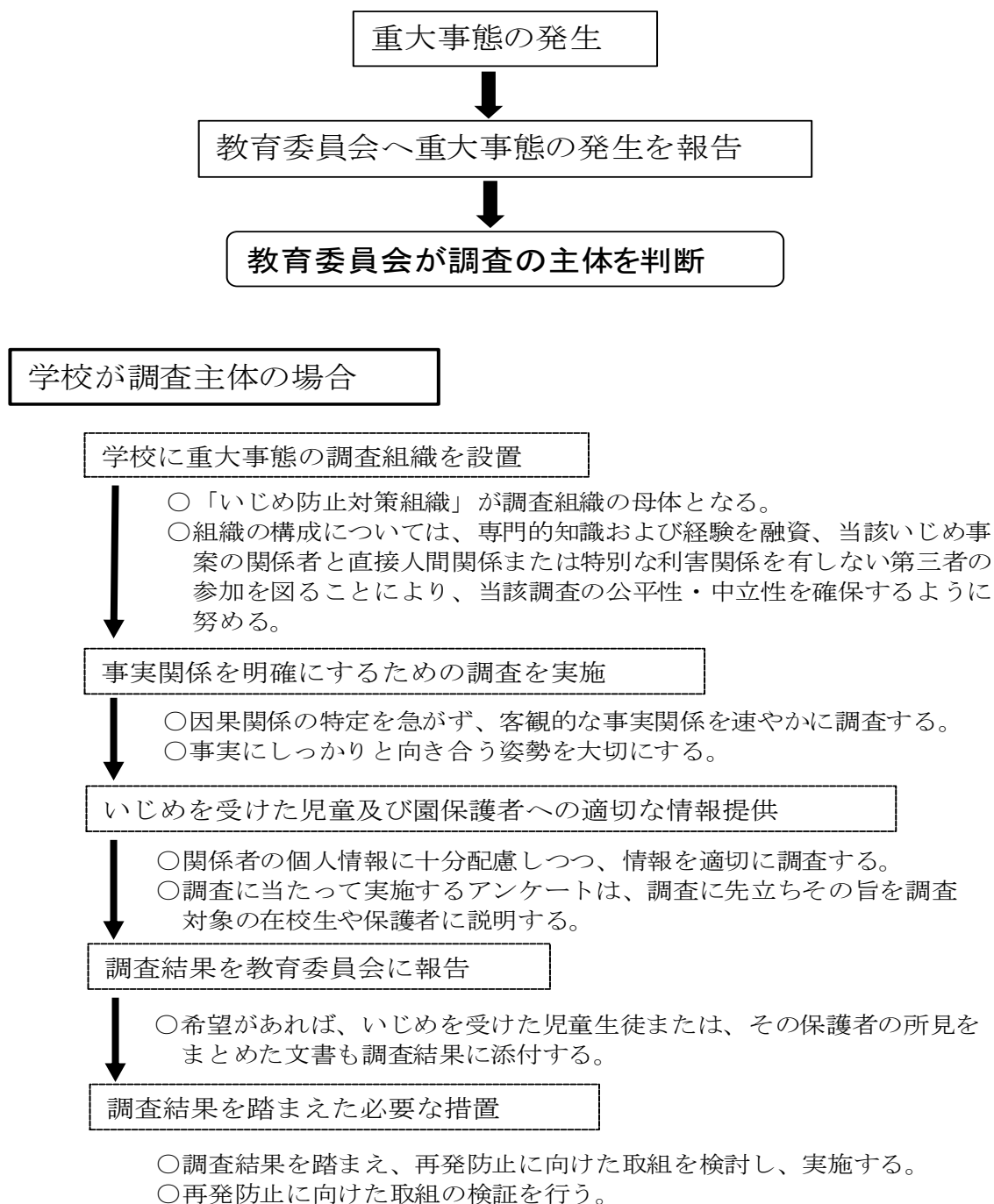
ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、事態発生について報告する。

3 重大事態への対応の流れ



<いじめ防止の最大の対策は、わかる授業と児童生徒理解> (教育新聞より)

いじめを把握し早急に対応する体制づくりは、喫緊の課題であるが、いじめを許さない、いじめを起こさせない学校・学級の風土づくりが、これまでもこれからも変わらない不易の最大の対処である。第15条では、豊かな情操と道徳心を培う道徳教育、体験活動等の充実を求めているが、これに限らず児童生徒の心に寄り添った通常の授業や学級経営が重要である。児童生徒が納得するわかる授業の実施と、一人一人の個性が発揮され達成感ある学級づくりがいじめ防止への最大の対策であることを確認したい。